

定期報告対象建築物 改正後（政令指定、特定行政庁指定の別）

…従来の細則指定より追加となるものを示す

用途	政令指定 該当用途部分が避難階のみにあるものは対象外			特定行政庁(水戸市)指定 該当用途部分が避難階のみであっても対象		
劇場、映画館、演芸場	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	主階が 1階にないもの	客席が 200㎡以上	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	主階が 1階にないもの	500㎡以上
観覧場、公会堂、集会場	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	—	客席が 200㎡以上	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 1,000㎡以上	—
病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	—	2階に 300㎡以上	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 1,000㎡以上	—
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設等)	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	—	2階に 300㎡以上	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 1,000㎡以上	—
児童福祉施設等 (上記に定める用途を除く)	—	—	—	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 1,000㎡以上	—
ホテル又は旅館	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	—	2階に 300㎡以上	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 1,000㎡以上	—
学校又は体育館（学校に付属するものに限る）	—	—	—	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 2,000㎡以上	—
体育館（学校に付属するものを除く）	3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 2,000㎡以上	—	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 2,000㎡以上	—
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 2,000㎡以上	—	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 2,000㎡以上	—
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 3,000㎡以上	2階に 500㎡以上	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	延べ面積 1,000㎡以上	—
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	—	—	—	地階若しくは 3階以上の階 (100㎡超え)	—	—
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (共同住宅、寄宿舎)	地階又は 3階以上の階 (100㎡超え)	—	2階に 300㎡以上	—	—	—